

質問に対する回答（令和2年9月4日公表）

Q 1 「販売用の農産物については、産地で準備可能な数量・価格・品種について事前調整の上、必要量を手配すること。」について、輸送費用は受託者持ちでしょうか。

A 1 販売用の農産物については、羽田空港からシンガポール現地の指定配送先までの輸送費用を含めた委託となります。

Q 2 「企画の準備段階にあたっては、必要に応じて、産地関係者との打合せに同席すること。」について、オンラインでの打ち合わせ参加も可能でしょうか。

Q 2 オンラインでの打合せ参加も可能としますが、実施にあたっては、県及び産地関係者と事前調整をしたうえで、準備ください。

Q 3 前年度は、商業施設での試食販売を12日間されたと理解しておりますが、今年度の事業での販売日数、販売数目標、売上目標などはありますでしょうか。

A 3 今年度の事業での販売日数、販売数目標、売上目標は設定しておりません。業務の目的に適した規模をご提案ください。

Q 4 商談先へのサンプル用の農産物については、産地で準備可能な数量・価格・品種について事前調整の上、必要量を手配すること。」について、商品代及び輸送費用は受託者持ちでしょうか。

A 4 商談先へのサンプル用の農産物については、商品代及び羽田空港からシンガポール現地の指定配送先までの輸送費用を含めた委託となります。

Q 5 可能であれば、前年度事業において、良かった点、改善点をご共有いただけますでしょうか。

A 5 昨年度の事業で実施した販売や商談の結果、埼玉県産いちごの新たな海外販路としてシンガポールが有望であることが把握できました。他方で、今後の輸出を拡大する上で、数量や価格、品種について、現在の産地の販売方法・価格に応じた取引とすること及び取引先に応じた栽培・出荷方法の検討が改善点として明らかになりました。

Q 6 現在契約前の契約がございますが、こちらを様式5への記述をさせて頂いても宜しかったでしょうか。

A 6 様式5に記載いただける契約は、履行が完了している契約のみとなります。したがって、契約前の契約は様式5に記載いただくことはできません。